

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、石巻市において芸術文化の普及振興事業を展開することにより、創造性豊かで潤いのある明るい市民生活を形成し、併せて芸術文化活動を通じ、地域社会の活性化を図るとともに、広く芸術文化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 芸術文化活動の普及振興に関する事業

(2) コミュニティ活動の促進及び支援に関する事業

(3) 芸術文化活動及びコミュニティ活動の推進を目的とした公共施設での管理運営に関する事業

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、基本財産によって生じた収入は、この法人の業務及び活動の費用に充てるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の各号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第199条において準用される同法第129条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第21条第2項の規定に基づき、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前2項の書類(定款を除く。)については、認定法第22条の規定に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に宮城県知事に提出しなければならない。

5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事及び監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること

なく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他、法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期が満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員責任の一部免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償について、法人法第198条において準用される同法第114条その他法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第198条において準用される同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第29条に規定する役員の責任の一部免除

(招 集)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事長は、次条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令の規定により監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解 散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 阿部和夫、大森信治郎、北村悦朗、木村均、境直彦
千葉信行、千葉美貴子、藤間勘恵（本名：今津千恵子）、毛利スミ子
監事 松川幸代、松川正

4 この法人の最初の理事長は北村悦朗、専務理事は千葉信行とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊藤和男、大谷尚文、高橋静子、樋口悦子、久道澄子、三浦頼子

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 役員名簿

令和6年3月31日現在

役職名	氏 名	職業及び役職等	任 期
理事長 (代表理事)	大 谷 尚 文	石巻専修大学名誉教授	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
専務理事 (業務執行理事)	千 葉 美貴子	石巻少年少女合唱隊隊長	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
理 事	大 森 信治郎	聖和学園短期大学講師 大もり屋本店代表取締役	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
理 事	木 村 均	劇団夢回帰船事務局長	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
理 事	鈴 木 憲	石巻市教育委員会事務局長	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
理 事	毛 利 スミ子	母なる北上川を愛する女性の会会長	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
理 事	毛 利 壯 幸	有限会社毛利屋代表取締役	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
理 事	山 田 元 郎	石巻シティウインドアンサンブル団長 矢本はなぶさ幼稚園園長	R5.6.23 ~ R7 定時評議員会
監 事	松 川 幸 代	税理士・行政書士	R3.6.22 ~ R7 定時評議員会
監 事	阿 部 伸 一	石巻信用金庫常勤理事	R3.6.22 ~ R7 定時評議員会

令和5年度事業報告

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業1）

1 公演鑑賞事業

①「グエン・ヴィエット・チュン」ピアノリサイタル

日 時 令和5年5月24日（土） 午後2時 / 入場者数115名

会 場 複合文化施設 小ホール

入場料 全席自由 2,000円

※石巻市との共催

②日本フィルハーモニー交響楽団 オーケストラ・キャラバン in 石巻

日 時 令和5年6月14日（水） 午後6時30分開演 / 入場者数620名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 一般2,000円 / 高校生以下1,000円

※公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との共催

③仮面ライダースーパーライブ2023 石巻公演

日 時 令和5年7月9日（日） 午前10時 / 入場者数881名

午後 2時 / 入場者数650名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,800円

※k h b東日本放送との共催

④北海道歌旅座「ザ・コンサート 2023」

日 時 令和5年7月23日（日） 午後1時30分 / 入場者数163名

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 全席自由 1,500円

⑤月明かりコンサート2023

荒井牧子（パイプオルガン） / エマニュエル・ジラル（チェロ） /

三宮正満（オーボエ）

日 時 令和5年9月25日（月） 午後6時30分 / 入場者数175名

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム

入場料 無料（整理券）

⑥第38回石巻市美術展

会 期 令和5年10月1日（日）～9日（月祝） / 入場者数2,083名

会 場 複合文化施設 小ホールほか

入場料 無料

※石巻市との共催

⑦日越外交関係樹立50周年／日本ASEAN友好協力50周年

日越祝祭管弦楽団 日本公演

日 時 令和5年10月7日(土) 午後2時 / 入場者数385名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席自由 一般3,000円／高校生以下1,500円

※石巻市との共催

⑧鼓童 ONE EARTH TOUR 2023 ～翔走

日 時 令和5年12月9日(土) 午後2時 / 入場者数855名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 S席5,000円／A席4,000円

⑨劇団うりんこ「ともだちや」

日 時 令和5年12月15日(金) 午後6時30分 / 入場者数200名

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 全席自由 一般2,000円／高校生以下1,000円

⑩清塚信也 concert tour 2023

日 時 令和5年12月17日(日) 午後1時30分 / 入場者数1,173名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 6,000円

※キョードー東北との共催

⑪小山実稚恵ピアノリサイタル

日 時 令和6年3月30日(日) 午後2時 / 入場者数581名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席自由 2,000円(被災地支援特別料金)

■決算額 収 益 5,948,710円

費 用 9,669,548円

2 移動鑑賞事業

①松竹歌舞伎鑑賞バスツアー

期 日 令和5年7月15日(土) / 参加者数40名

会 場 東京エレクトロンホール宮城

参加料 6,500円(S指定席入場料)

■決算額 収 益 0円

費 用 105,980円

3 育成事業

①クリスタルピアノ体験演奏会

内 容 5回実施 / 参加者数169名

会 場 複合文化施設 小ホール

参加料 無料

②まきあーとテラス 舞台スタッフ体験道場

内 容 4回実施 / 参加者数32名 (小・中学生対象)

会 場 複合文化施設 大ホール

参加料 無料

③まきあーとテラス ピアノ弾き比べ体験

期 日 令和5年11月23日(木祝) / 参加者数41名

会 場 複合文化施設 大ホール

参加料 無料

④学校アウトリーチ事業

・劇団うりんこ演劇ワークショップ ※12月15日うりんこ公演関連事業

期 日 令和5年12月14日(木) 二俣小学校 5・6年生45名

15日(金) 飯野川小学校 4年生31名

※うち公演出演者9名

・桐子(二胡) & 吉岡Reeriさ(ピアノ)

期 日 令和6年3月5日(火) 開北小学校2年生50名 / 3年生42名

6日(水) 山下小学校5年生38名 / 6年生25名

⑤パイプオルガン体験教室

期 日 令和5年7月22日(土) / 参加者数9名

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム

参加料 無料

⑥パイプオルガンフリー体験

内 容 16回実施 / 参加者数(延べ)129名

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム

参加料 無料

⑦ホールボランティア(レセプションニスト)育成事業

内 容 4回実施 / 参加者数(延べ)42名

会 場 複合文化施設 大ホール

参加料 無料

■決算額 収 益 0円

費 用 1,383,845円

4 公共施設での管理運営事業

①複合文化施設指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数307日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件数	利用者数		
大ホール	112	44,410	—	44,410
大ホールホワイエ	0	0	—	0
中ホール	73	12,768	—	12,768
小ホール	178	23,134	—	23,134
小ホールホワイエ	1	3	—	3
楽屋・控室	1,053	6,226	—	6,226
研修室	754	15,258	—	15,258
和室	106	1,226	—	1,226
活動室	815	3,936	—	3,936
市民ギャラリー	155	16,664	—	16,664
アトリエ	69	2,688	—	2,688
創作室	60	588	31	619
資料閲覧室	—	—	1,896	1,896
共有スペース	0	0	0	0
合計	3,376	126,901	1,927	128,828
前年比	2.4%減	5.3%増	9.3%増	5.4%増

(2) 博物館利用者状況

【常設展観覧者数】

	一般	高校生	小中学生	未就学児	合計
個人	2,337	41	86	—	2,464
団体	255	20	19	—	294
無料	9,751	97	480	48	10,376
年間パス	113	0	3	0	116
合計	12,456	158	588	48	13,250
前年比	93%増	5.3%増	26.2%増	36%減	84.3%増

【企画展観覧者数】

	一般	高校生	小中学生	未就学児	合計
個人	8,242	96	400	—	8,738
団体	78	0	18	—	96
無料	1,159	48	191	164	1,562
合計	9,479	144	609	164	10,396
前年比	259.3%増	277%増	580%増	607.4%増	270.8%増

②河北総合センター指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数308日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件数	利用者数		
ホール・集会所等	372	18,665	—	18,665
アリーナ	416	11,814	6,793	18,607
トレーニング室	—	—	2,155	2,155
柔剣道場	305	6,660	309	6,969
和室	382	3,620	4	3,624
会議室等	720	18,300	—	18,300
美術工作室	112	1,586	8	1,594
その他・実習室等	26	8,629	—	8,629
合計	2,333	69,274	9,269	78,543
前年比	3%増	23%増	13.9%増	22%増

③遊楽館指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数309日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件数	利用者数		
ホール等	690	20,729	—	20,729
アリーナ	726	21,969	3,248	25,217
トレーニング室	—	—	3,606	3,606
和室	309	7,685	—	7,685
会議室等	822	31,943	—	31,943
その他・実習室等	429	7,591	—	7,591
合計	2,976	89,917	6,854	96,771
前年比	49.2%増	70%増	4.8%増	62.5%増

■決算額 収益 38,075,634円
費用 243,852,068円

■「公益目的事業1」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

収益 308,417,746円
費用 91,572,888円

Ⅱ 公共施設での管理運営事業（収益事業１）

１ 公共施設での管理運営事業（公益目的に該当しない事業）

【概要】指定管理業務のうち、事業目的が芸術文化の普及振興に該当しない事業

①複合文化施設指定管理業務

②河北総合センター指定管理業務

③遊楽館指定管理業務

■決算額	収 益	11,217,853円
	費 用	86,908,355円

２ 施設利用者への各種サービス

①受託チケット販売

②コピー、FAX送信サービス

③その他

■決算額	収 益	323,331円
	費 用	0円

■「収益事業１」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

収 益	105,878,015円
費 用	24,718,732円

Ⅲ 一般事務事業（法人管理）

1 評議員会に関する事項

開催年月日	議 事 事 項	
令和5年4月14日（臨時）	第1号議案	諸問題に対する今後の対応について
	第2号議案	理事の選任について
	第3号議案	評議員の選任について
令和5年6月23日（定時）	第4号議案	令和4年度決算書類の承認について
	第5号議案	理事の選任について

2 理事会に関する事項

開催年月日	議 事 事 項	
令和5年4月21日（臨時）	第1号議案	代表理事（理事長）の選定について
	第2号議案	事務局長の任命について
（第1回定例） 令和5年5月26日	第3号議案	特定費用準備資金の目的外の取り崩しについて
	第4号議案	令和4年度事業報告について
	第5号議案	令和4年度収支決算について
	第6号議案	理事候補者の選任について
	第7号議案	定時評議員会の招集について
書面表決 令和5年6月23日（臨時）	第8号議案	代表理事（理事長）の選定について
	第9号議案	業務執行理事（専務理事）の選定について
令和6年1月30日（臨時）	第10号議案	諸規程の一部改正について
（第2回定例） 令和6年3月26日	第11号議案	令和6年度事業計画について
	第12号議案	令和6年度収支予算について

3 登記に関する事項

登記原因年月日	登記事項	登記年月日
令和5年 4月14日 4月21日	評議員、理事及び代表理事の変更	令和5年 5月 8日
令和5年 6月23日	理事及び代表理事の変更	令和5年 7月 5日

4 行政庁への届出等に関する事項

届 出 年 月 日	届 出 事 項
令和5年 5月16日	評議員、理事及び代表理事の変更に伴う変更届出書
令和5年 6月29日	令和4年度事業報告等に係る提出書
令和5年 7月15日	理事の変更（改選）に伴う変更届出書
令和6年 3月29日	令和6年度事業計画書等に係る提出書

5 役員等に関する事項

(令和6年3月31日現在)

役 職 名	人 数	氏 名	備 考
理 事 長	8名	大 谷 尚 文	令和5年6月23日 重任
専務理事		千 葉 美貴子	令和5年6月23日 重任
理 事		大 森 信治郎	令和5年6月23日 重任
		木 村 均	令和5年6月23日 重任
		鈴 木 憲	令和5年6月23日 就任
		毛 利 スミ子	令和5年6月23日 重任
		毛 利 壯 幸	令和5年6月23日 重任
		山 田 元 郎	令和5年6月23日 重任
監 事	2名	松 川 幸 代	令和3年6月22日 重任
		阿 部 伸 一	令和3年6月22日 就任
評 議 員	6名	伊 藤 和 男	令和3年6月22日 重任
		佐々木 万亀夫	令和5年4月14日 就任
		高 橋 静 子	令和3年6月22日 重任
		鶴 岡 昭 雄	令和5年4月14日 就任
		久 道 澄 子	令和3年6月22日 重任
		三 浦 頼 子	令和3年6月22日 重任

6 職員に関する事項

(令和6年3月31日現在)

職 名	人 数	備 考
事務局長	1名	
課長	3名	うち1名 施設長兼務 / うち1名施設長補佐兼務
施設長	2名	嘱託職員
主任兼施設長補佐	2名	うち1名 嘱託職員
主任	1名	
事務局職員	4名	
契約職員	8名	
嘱託職員	2名	
臨時職員	7名	
計	30名	正規職員10名 契約職員8名 嘱託職員5名 臨時職員7名

■決算額 収 益 22,740,356円
 費 用 15,072,248円
 ※費用に人件費等の共通経費を配賦

事業報告の附属明細書について

令和5年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	694,571	873,481	△ 178,910
基本財産受取利息	694,571	873,481	△ 178,910
特定資産運用益	203	259	△ 56
特定資産受取利息	203	259	△ 56
事業収益	433,641,689	445,183,394	△ 11,541,705
芸術文化事業収益	10,948,210	28,178,958	△ 17,230,748
入場料等収益	5,911,000	6,182,200	△ 271,200
芸術文化事業受託収益	4,999,500	19,997,100	△ 14,997,600
共催事業収益	0	1,960,483	△ 1,960,483
受取販売手数料	37,710	39,175	△ 1,465
指定管理事業収益	422,693,479	417,004,436	5,689,043
河北総合センター指定管理事業	69,034,396	68,546,308	488,088
遊楽館指定管理事業	85,723,169	86,643,208	△ 920,039
複合文化施設指定管理事業	267,935,914	261,814,920	6,120,994
受取利用料金	46,298,440	44,127,020	2,171,420
河北総合センター利用料金	5,359,600	4,974,230	385,370
遊楽館利用料金	5,785,360	5,372,610	412,750
複合文化施設利用料金	35,153,480	33,780,180	1,373,300
受取補助金等	4,630,000	4,630,000	0
受取地方公共団体補助金（石巻市）	4,630,000	4,630,000	0
受取寄付金	0	100,000	△ 100,000
受取寄付金	0	100,000	△ 100,000
雑収益	3,318,456	4,751,382	△ 1,432,926
雑収益	3,318,456	4,751,382	△ 1,432,926
特定資産取崩額	4,018,286	1,789,963	2,228,323
退職給付引当資産取崩額	4,018,286	1,789,963	2,228,323
経常収益計	492,601,645	501,455,499	△ 8,853,854
(2) 経常費用			
事業費	458,211,416	484,676,260	△ 26,464,844
報酬	0	455,300	△ 455,300
給料	56,083,827	60,621,750	△ 4,537,923
手当	17,034,925	19,011,313	△ 1,976,388
賞与引当金繰入額	4,490,466	5,198,696	△ 708,230
退職金	3,747,274	1,774,992	1,972,282
退職給付費用	845,161	669,191	175,970
福利厚生費	15,123,062	16,413,085	△ 1,290,023
賃金	10,384,156	6,341,265	4,042,891
諸謝金	48,000	1,465,621	△ 1,417,621
旅費交通費	320,000	2,570,215	△ 2,250,215
食糧費	122,099	739,237	△ 617,138
消耗品費	3,562,017	3,299,094	262,923
燃料費	10,240,788	7,579,946	2,660,842
印刷製本費	1,081,778	2,540,780	△ 1,459,002
光熱水料費	112,033,921	113,745,776	△ 1,711,855
修繕費	4,655,482	2,567,526	2,087,956
通信運搬費	1,782,538	2,148,295	△ 365,757

(単位：円)

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
	消耗什器備品費	277,200	89,892	187,308
	手数料	1,359,710	2,629,875	△ 1,270,165
	広告料	1,084,600	1,882,100	△ 797,500
	保険料	922,789	938,344	△ 15,555
	委託費	191,394,537	206,449,862	△ 15,055,325
	使用料	1,869,441	1,620,529	248,912
	借上料	7,000,884	6,755,828	245,056
	支払負担金	184,000	5,684,000	△ 5,500,000
	租税公課	12,529,238	11,286,970	1,242,268
	雑費	33,523	196,778	△ 163,255
管理費		15,072,248	15,645,760	△ 573,512
	報酬	1,002,000	1,438,950	△ 436,950
	給料	6,231,536	6,735,750	△ 504,214
	手当	1,882,179	2,087,043	△ 204,864
	賞与引当金繰入額	498,941	577,633	△ 78,692
	退職金	416,364	197,221	219,143
	退職給付費用	93,907	74,355	19,552
	福利厚生費	1,968,218	2,346,294	△ 378,076
	賃金	585,054	101,610	483,444
	交際費	13,000	2,000	11,000
	旅費交通費	109,820	268,564	△ 158,744
	減価償却費	47,520	51,840	△ 4,320
	食糧費	3,014	3,839	△ 825
	消耗品費	63,425	71,849	△ 8,424
	燃料費	2,248	3,425	△ 1,177
	印刷製本費	23,749	22,231	1,518
	修繕費	9,499	5,396	4,103
	通信運搬費	270,638	243,369	27,269
	消耗什器備品費	0	1,188	△ 1,188
	手数料	371,197	151,614	219,583
	広告料	11,000	22,000	△ 11,000
	保険料	23,261	21,906	1,355
	委託費	904,164	907,301	△ 3,137
	借上料	34,276	32,252	2,024
	支払負担金	108,800	38,700	70,100
	租税公課	394,262	236,430	157,832
	雑費	4,176	3,000	1,176
経常費用計		473,283,664	500,322,020	△ 27,038,356
当期経常増減額		19,317,981	1,133,479	18,184,502
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計		0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額		19,317,981	1,133,479	18,184,502
法人税、住民税及び事業税		679,900	1,327,900	△ 648,000
当期一般正味財産増減額		18,638,081	△ 194,421	18,832,502
一般正味財産期首残高		63,121,021	63,315,442	△ 194,421
一般正味財産期末残高		81,759,102	63,121,021	18,638,081

(単位：円)

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ	指定正味財産増減の部			
	基本財産運用益	706,821	881,681	△ 174,860
	基本財産受取利息	706,821	881,681	△ 174,860
	一般正味財産への振替額	△ 694,571	△ 873,481	178,910
	一般正味財産への振替額	△ 694,571	△ 873,481	178,910
	当期指定正味財産増減額	12,250	8,200	4,050
	指定正味財産期首残高	101,140,000	101,131,800	8,200
	指定正味財産期末残高	101,152,250	101,140,000	12,250
Ⅲ	正味財産期末残高	182,911,352	164,261,021	18,650,331

正味財産増減計算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業	共 通	小 計				
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	0	694,571	0	694,571
基本財産受取利息	0	0	0	0	694,571	0	694,571
特定資産運用益	0	0	0	0	203	0	203
特定資産受取利息	0	0	0	0	203	0	203
事業収益	314,040,138	0	314,040,138	105,788,963	13,812,588	0	433,641,689
芸術文化事業収益	10,948,210	0	10,948,210	0	0	0	10,948,210
入場料等収益	5,911,000	0	5,911,000	0	0	0	5,911,000
芸術文化事業受託収益	4,999,500	0	4,999,500	0	0	0	4,999,500
共催事業収益	0	0	0	0	0	0	0
受取販売手数料	37,710	0	37,710	0	0	0	37,710
指定管理事業収益	303,091,928	0	303,091,928	105,788,963	13,812,588	0	422,693,479
河北総合センター指定管理事業	45,562,701	0	45,562,701	22,091,007	1,380,688	0	69,034,396
遊楽館指定管理事業	56,577,292	0	56,577,292	27,431,414	1,714,463	0	85,723,169
複合文化施設指定管理事業	200,951,935	0	200,951,935	56,266,542	10,717,437	0	267,935,914
受取利用料金	35,845,455	0	35,845,455	10,452,985	0	0	46,298,440
河北総合センター利用料金	3,519,674	0	3,519,674	1,839,926	0	0	5,359,600
遊楽館利用料金	3,813,341	0	3,813,341	1,972,019	0	0	5,785,360
複合文化施設利用料金	28,512,440	0	28,512,440	6,641,040	0	0	35,153,480
受取補助金等	0	0	0	0	4,630,000	0	4,630,000
受取地方公共団体補助金（石巻市）	0	0	0	0	4,630,000	0	4,630,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	2,230,179	0	2,230,179	1,088,199	78	0	3,318,456
雑収益	2,230,179	0	2,230,179	1,088,199	78	0	3,318,456
特定資産取崩額	326,318	0	326,318	89,052	3,602,916	0	4,018,286
退職給付引当資産取崩額	326,318	0	326,318	89,052	3,602,916	0	4,018,286
経常収益計	352,442,090	0	352,442,090	117,419,199	22,740,356	0	492,601,645
(2) 経常費用							
事業費	346,584,329	0	346,584,329	111,627,087	0	0	458,211,416
報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料	44,243,908	0	44,243,908	11,839,919	0	0	56,083,827
手当	13,458,785	0	13,458,785	3,576,140	0	0	17,034,925
賞与引当金繰入額	3,542,479	0	3,542,479	947,987	0	0	4,490,466
退職金	2,956,183	0	2,956,183	791,091	0	0	3,747,274
退職給付費用	666,738	0	666,738	178,423	0	0	845,161
福利厚生費	12,182,746	0	12,182,746	2,940,316	0	0	15,123,062
賃金	9,272,555	0	9,272,555	1,111,601	0	0	10,384,156
諸謝金	48,000	0	48,000	0	0	0	48,000
旅費交通費	320,000	0	320,000	0	0	0	320,000
食糧費	122,099	0	122,099	0	0	0	122,099
消耗品費	2,611,015	0	2,611,015	951,002	0	0	3,562,017
燃料費	7,200,259	0	7,200,259	3,040,529	0	0	10,240,788
印刷製本費	966,933	0	966,933	114,845	0	0	1,081,778
光熱水料費	81,110,147	0	81,110,147	30,923,774	0	0	112,033,921
修繕費	3,331,721	0	3,331,721	1,323,761	0	0	4,655,482
通信運搬費	1,349,623	0	1,349,623	432,915	0	0	1,782,538
消耗什器備品費	196,262	0	196,262	80,938	0	0	277,200
手数料	1,299,016	0	1,299,016	60,694	0	0	1,359,710
広告料	1,084,600	0	1,084,600	0	0	0	1,084,600
保険料	652,217	0	652,217	270,572	0	0	922,789
委託費	143,750,955	0	143,750,955	47,643,582	0	0	191,394,537
使用料	1,352,975	0	1,352,975	516,466	0	0	1,869,441
借上料	5,242,319	0	5,242,319	1,758,565	0	0	7,000,884
支払負担金	158,520	0	158,520	25,480	0	0	184,000
租税公課	9,430,751	0	9,430,751	3,098,487	0	0	12,529,238
雑費	33,523	0	33,523	0	0	0	33,523
管理費	0	0	0	0	15,072,248	0	15,072,248
報酬	0	0	0	0	1,002,000	0	1,002,000
給料	0	0	0	0	6,231,536	0	6,231,536
手当	0	0	0	0	1,882,179	0	1,882,179
賞与引当金繰入額	0	0	0	0	498,941	0	498,941
退職金	0	0	0	0	416,364	0	416,364
退職給付費用	0	0	0	0	93,907	0	93,907
福利厚生費	0	0	0	0	1,968,218	0	1,968,218
賃金	0	0	0	0	585,054	0	585,054
交際費	0	0	0	0	13,000	0	13,000
旅費交通費	0	0	0	0	109,820	0	109,820
減価償却費	0	0	0	0	47,520	0	47,520
食糧費	0	0	0	0	3,014	0	3,014
消耗品費	0	0	0	0	63,425	0	63,425
燃料費	0	0	0	0	2,248	0	2,248
印刷製本費	0	0	0	0	23,749	0	23,749
修繕費	0	0	0	0	9,499	0	9,499

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業	共 通	小 計	施設管理事業等			
通信運搬費	0	0	0	0	270,638	0	270,638
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0	371,197	0	371,197
広告料	0	0	0	0	11,000	0	11,000
保険料	0	0	0	0	23,261	0	23,261
委託費	0	0	0	0	904,164	0	904,164
借上料	0	0	0	0	34,276	0	34,276
支払負担金	0	0	0	0	108,800	0	108,800
租税公課	0	0	0	0	394,262	0	394,262
雑費	0	0	0	0	4,176	0	4,176
経常費用計	346,584,329	0	346,584,329	111,627,087	15,072,248	0	473,283,664
当期経常増減額	5,857,761	0	5,857,761	5,792,112	7,668,108	0	19,317,981
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	5,857,761	0	5,857,761	5,792,112	7,668,108	0	19,317,981
他会計振替額	0	2,896,056	2,896,056	△ 2,896,056	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,857,761	2,896,056	8,753,817	2,896,056	7,668,108	0	19,317,981
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	679,900	0	0	679,900
当期一般正味財産増減額	5,857,761	2,896,056	8,753,817	2,216,156	7,668,108	0	18,638,081
一般正味財産期首残高	△ 98,974,221	63,604,035	△ 35,370,186	62,276,130	36,215,077	0	63,121,021
一般正味財産期末残高	△ 93,116,460	66,500,091	△ 26,616,369	64,492,286	43,883,185	0	81,759,102
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益	0	0	0	0	706,821	0	706,821
基本財産受取利息	0	0	0	0	706,821	0	706,821
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 694,571	0	△ 694,571
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 694,571	0	△ 694,571
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	12,250	0	12,250
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	101,140,000	0	101,140,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	101,152,250	0	101,152,250
III 正味財産期末残高	△ 93,116,460	66,500,091	△ 26,616,369	64,492,286	145,035,435	0	182,911,352

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,173,438	347,710	825,728
当座預金	134,323,913	79,250,144	55,073,769
普通預金	7,220,690	3,643,370	3,577,320
未収金	675,121	8,488,427	△ 7,813,306
前渡金	21,120	17,600	3,520
流動資産合計	143,414,282	91,747,251	51,667,031
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	0	90,000,000	△ 90,000,000
定期預金	21,385,000	31,140,000	△ 9,755,000
投資有価証券	99,767,250	0	99,767,250
基本財産合計	121,152,250	121,140,000	12,250
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	17,550,441	20,629,659	△ 3,079,218
特定資産合計	17,550,441	20,629,659	△ 3,079,218
(3) その他固定資産			
車両運搬具	3	3	0
什器備品	3	3	0
ソフトウェア	0	47,520	△ 47,520
預託金	29,880	29,880	0
その他固定資産合計	29,886	77,406	△ 47,520
固定資産合計	138,732,577	141,847,065	△ 3,114,488
資産合計	282,146,859	233,594,316	48,552,543
II 負債の部			
1. 流動負債			
事業費・管理費未払金	44,294,686	36,139,602	8,155,084
未払法人税等	679,900	1,327,900	△ 648,000
未払消費税等	4,265,300	3,713,400	551,900
預り金	27,455,773	1,746,405	25,709,368
賞与引当金	4,989,407	5,776,329	△ 786,922
流動負債合計	81,685,066	48,703,636	32,981,430
2. 固定負債			
退職給付引当金	17,550,441	20,629,659	△ 3,079,218
固定負債合計	17,550,441	20,629,659	△ 3,079,218
負債合計	99,235,507	69,333,295	29,902,212
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	101,152,250	101,140,000	12,250
指定正味財産合計	101,152,250	101,140,000	12,250
(うち基本財産への充当額)	(101,152,250)	(101,140,000)	(8,200)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	81,759,102	63,121,021	18,638,081
(うち特定資産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うちその他固定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	182,911,352	164,261,021	18,650,331
負債及び正味財産合計	282,146,859	233,594,316	48,552,543

貸借対照表内訳表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	838,319	134,119	201,000	0	1,173,438
当座預金	24,724,957	84,146,091	25,452,865	0	134,323,913
普通預金	6,436,005	784,685	0	0	7,220,690
未収金	408,888	10,246	255,987	0	675,121
前渡金	0	0	21,120	0	21,120
流動資産合計	32,408,169	85,075,141	25,930,972	0	143,414,282
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
普通預金	0	0	0	0	0
定期預金	0	0	21,385,000	0	21,385,000
投資有価証券	0	0	99,767,250	0	99,767,250
基本財産合計	0	0	121,152,250	0	121,152,250
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	3,218,844	842,272	13,489,325	0	17,550,441
費用積立資産					
特定資産合計	3,218,844	842,272	13,489,325	0	17,550,441
(3) その他固定資産					
車両運搬具	3	0	0	0	3
什器備品	3	0	0	0	3
ソフトウェア	0	0	0	0	0
預託金	0	0	29,880	0	29,880
その他固定資産合計	6	0	29,880	0	29,886
固定資産合計	3,218,850	842,272	134,671,455	0	138,732,577
資産合計	35,627,019	85,917,413	160,602,427	0	282,146,859
II 負債の部					
1. 流動負債					
事業費・管理費未払金	32,436,666	10,590,543	1,267,477	0	44,294,686
未払法人税等	0	679,900	0	0	679,900
未払消費税等	3,113,669	1,023,672	127,959	0	4,265,300
預り金	19,931,730	7,340,753	183,290	0	27,455,773
賞与引当金	3,542,479	947,987	498,941	0	4,989,407
流動負債合計	59,024,544	20,582,855	2,077,667	0	81,685,066
2. 固定負債					
退職給付引当金	3,218,844	842,272	13,489,325	0	17,550,441
固定負債合計	3,218,844	842,272	13,489,325	0	17,550,441
負債合計	62,243,388	21,425,127	15,566,992	0	99,235,507
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄附金	0	0	101,152,250	0	101,152,250
指定正味財産合計	0	0	101,152,250	0	101,152,250
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(101,152,250)	(0)	(101,152,250)
2. 一般正味財産	△ 26,616,369	64,492,286	43,883,185	0	81,759,102
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(20,000,000)	(0)	(20,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	0
正味財産合計	△ 26,616,369	64,492,286	145,035,435	0	182,911,352
負債及び正味財産合計	35,627,019	85,917,413	160,602,427	0	282,146,859

収支計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
I. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[800,000]	[694,571]	[105,429]
基本財産利息収入	800,000	694,571	105,429
特定資産運用収入	[1,000]	[203]	[797]
特定資産利息収入	1,000	203	797
事業収入	[458,215,000]	[433,641,689]	[24,573,311]
指定管理事業収入	(448,300,000)	(422,693,479)	(25,606,521)
河北総合センター指定管理事業	73,100,000	69,034,396	4,065,604
遊楽館指定管理事業	90,200,000	85,723,169	4,476,831
複合文化施設指定管理事業	285,000,000	267,935,914	17,064,086
芸術文化事業収入	(9,915,000)	(10,948,210)	(△ 1,033,210)
入場料等	4,915,000	5,911,000	△ 996,000
芸術文化事業受託	5,000,000	4,999,500	500
受取販売手数料	0	37,710	△ 37,710
利用料金収入	[31,000,000]	[46,298,440]	[△ 15,298,440]
ビッグバン利用料金	4,000,000	5,359,600	△ 1,359,600
遊楽館利用料金	4,000,000	5,785,360	△ 1,785,360
複合文化施設利用料金	23,000,000	35,153,480	△ 12,153,480
補助金等収入	[4,630,000]	[4,630,000]	[0]
地方公共団体補助金収入	4,630,000	4,630,000	0
雑収入	[4,302,000]	[3,318,456]	[983,544]
受取利息収入	0	78	△ 78
雑収入	4,302,000	3,318,378	983,622
事業活動収入計	498,948,000	488,583,359	10,364,641
2. 事業活動支出			
事業費支出	[480,372,000]	[446,235,955]	[34,136,045]
給料支出	67,350,000	62,315,363	5,034,637
手当支出	29,707,000	18,917,104	10,789,896
臨時雇賃金支出	6,102,000	10,969,210	△ 4,867,210
福利厚生費支出	18,627,000	17,083,272	1,543,728
旅費交通費支出	231,000	320,000	△ 89,000
食糧費支出	266,000	122,099	143,901
通信運搬費支出	1,848,000	1,692,216	155,784
消耗什器備品費支出	0	277,200	△ 277,200
消耗品費支出	3,980,000	3,397,614	582,386
修繕費支出	3,000,000	4,569,996	△ 1,569,996
印刷製本費支出	1,134,000	888,827	245,173
燃料費支出	11,886,000	10,220,558	1,665,442
光熱水料費支出	134,475,000	112,033,921	22,441,079
手数料料支出	1,025,000	1,343,870	△ 318,870
借上料支出	6,139,000	6,692,400	△ 553,400
広告料支出	780,000	1,084,600	△ 304,600

科 目	予算額	決算額	差 異
保 険 料 支 出	744,000	713,440	30,560
使 用 料 支 出	1,749,000	1,869,441	△ 120,441
諸 謝 金 支 出	80,000	48,000	32,000
租 税 公 課 支 出	100,000	51,600	48,400
負 担 金 支 出	184,000	184,000	0
委 託 費 支 出	190,759,000	191,407,701	△ 648,701
雑 支 出	206,000	33,523	172,477
管 理 費 支 出	[18,907,000]	[27,510,343]	[△ 8,603,343]
交 際 費 支 出	50,000	13,000	37,000
報 酬 支 出	1,110,000	1,002,000	108,000
手 当 支 出	0	5,776,329	△ 5,776,329
退 職 金 支 出	0	4,163,638	△ 4,163,638
退 職 給 付 支 出	1,223,000	0	1,223,000
福 利 厚 生 費 支 出	0	8,008	△ 8,008
旅 費 交 通 費 支 出	312,000	109,820	202,180
食 糧 費 支 出	0	3,014	△ 3,014
通 信 運 搬 費 支 出	352,000	343,360	8,640
消 耗 品 費 支 出	370,000	227,828	142,172
修 繕 費 支 出	250,000	94,985	155,015
印 刷 製 本 費 支 出	200,000	216,700	△ 16,700
燃 料 費 支 出	78,000	22,478	55,522
手 数 料 支 出	184,000	387,037	△ 203,037
借 上 料 支 出	726,000	342,760	383,240
広 告 料 支 出	0	11,000	△ 11,000
保 險 料 支 出	259,000	232,610	26,390
租 税 公 課 支 出	12,826,000	13,551,800	△ 725,800
負 担 金 支 出	76,000	108,800	△ 32,800
委 託 費 支 出	891,000	891,000	0
雑 支 出	0	4,176	△ 4,176
そ の 他 の 事 業 活 動 支 出	[0]	[21,120]	[△ 21,120]
そ の 他 の 事 業 活 動 支 出	0	21,120	△ 21,120
事業活動支出計	499,279,000	473,767,418	25,511,582
事業活動収支差額	△ 331,000	14,815,941	△ 15,146,941
Ⅱ. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 資 産 取 崩 収 入	[0]	[4,018,286]	[△ 4,018,286]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 崩 収 入	0	4,018,286	△ 4,018,286
投資活動収入計	0	4,018,286	△ 4,018,286
2. 投資活動支出			
特 定 資 産 取 得 支 出	[0]	[939,068]	[△ 939,068]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 得 支 出	0	939,068	△ 939,068
投資活動支出計	0	939,068	△ 939,068
投資活動収支差額	0	3,079,218	△ 3,079,218

科 目	予算額	決算額	差 異
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0		0
当期収支差額	△ 331,000	17,895,159	△ 18,226,159
前期繰越収支差額	0	48,802,344	△ 48,802,344
次期繰越収支差額	△ 331,000	66,697,503	△ 67,028,503

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア・・・定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。

賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	90,000,000	0	90,000,000	0
定期預金	31,140,000	10,245,000	20,000,000	21,385,000
投資有価証券	0	99,767,250	0	99,767,250
小 計	121,140,000	110,012,250	110,000,000	121,152,250
特定資産				
退職給付引当資産	20,629,659	939,068	4,018,286	17,550,441
小 計	20,629,659	939,068	4,018,286	17,550,441
合 計	141,769,659	110,951,318	114,018,286	138,702,691

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	21,385,000	(1,385,000)	(20,000,000)	-
投資有価証券	99,767,250	(99,767,250)	-	-
小 計	121,152,250	(101,152,250)	(20,000,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	17,550,441	-	-	(17,550,441)
小 計	17,550,441	(0)	0	(17,550,441)
合 計	138,702,691	(101,152,250)	(20,000,000)	(17,550,441)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	5,047,924	5,047,921	3
什器備品	1,461,690	1,461,687	3
ソフトウェア	2,015,355	2,015,355	0
合 計	8,524,969	8,524,963	6

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	675,121	0	675,121
合 計	675,121	0	675,121

6. 満期保有の目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有の目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債			
第181回利付国債	99,767,250	92,270,000	△ 7,497,250
合 計	99,767,250	92,270,000	△ 7,497,250

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	694,571
合 計	694,571

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	20,629,659	939,068	4,018,286	0	17,550,441
賞与引当金	5,776,329	4,989,407	5,776,329	0	4,989,407

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	1,173,438
	当座預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591	運転資金として	134,323,913
	普通預金	七十七銀行石巻支店 No.9183612	運転資金として	6,381,310
		七十七銀行石巻支店 No.9216821		0
		七十七銀行石巻支店 No.9216839		0
		七十七銀行石巻支店 No.9233377		0
		七十七銀行石巻支店 No.9254790		353,360
		石巻商工信用組合本店 No.2168404		0
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107884		486,020
		石巻信用金庫あゆみ野 支店 No.6220634		0
	未収金			675,121
	前渡金			21,120
流動資産合計				143,414,282
(固定資産)	基本財産			
	定期預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591-071	運用益を管理費の財源として使用している。	137,500
	定期預金	石巻商工信用組合本店 No.2601929	運用益を管理費の財源として使用している。	10,002,500
	定期預金	石巻信用金庫あゆみ野 支店 No.0505107	運用益を管理費の財源として使用している。	1,000,000
	定期預金	石巻信用金庫あゆみ野 支店 No.0508888	運用益を管理費の財源として使用している。	10,245,000
	投資有価証券	第181回利付国債	運用益を管理費の財源として使用している。	99,767,250
	特定資産			
	退職給付引当資産	七十七銀行石巻支店 普通預金 No.9189556	職員の退職金の支払いの財源として積み立てている。	17,550,441
	その他固定資産			
	車両運搬具	普通乗用車	共用財産であり、うち75%は公益目的保有財産として公1の用に供し、25%は管理運営の用に供している。	1

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
	車両運搬具	軽自動車	公益目的保有財産として公 1 事業の用に供している。	2
	什器備品	電子ピアノ	公益目的保有財産として公 1 事業の用に供している。	1
	什器備品	草刈機	公益目的保有財産として公 1 事業の用に供している。	2
	預託金	自動車リサイクル料	管理運営の用に供している。	29,880
固定資産合計				138,732,577
資産合計				282,146,859
(流動負債)				
	未払金			44,294,686
	未払法人税等			679,900
	未払消費税等			4,265,300
	前受金			0
	預り金	指定管理業務料清算金		25,606,521
		社会保険料		1,591,202
		プレイガイドチケット代		254,150
		博物館 図録代		2,700
		源泉税預り金		1,200
	賞与引当金		当期帰属分としての職員賞 与の支払いに備えたもの。	4,989,407
流動負債合計				81,685,066
(固定負債)				
	退職給付引当金		職員の退職金の支払いに備え たもの。	17,550,441
固定負債合計				17,550,441
負債合計				99,235,507
正味財産				182,911,352

令和6年度事業計画書

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業1）

1 公演鑑賞事業

①恐竜くん～トークショー&ワークショップ 恐竜の不思議おしえます！

日 時 令和6年8月17日（土） 午後1時30分開演

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 全席自由 大人1,500円／中学生以下500円

②月明かりコンサート2024（パイプオルガン・コントラバス・クラリネット）

日 時 令和6年9月17日（火） 午後6時30分開演

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム

入場料 無料（整理券）

③第39回石巻市美術展

日 時 令和6年10月6日（日）～14日（月祝）

会 場 複合文化施設 小ホール／市民ギャラリーほか

入場料 無料

④芸能界最強占い師 ゲッターズ飯田 開運トークライブ2024

日 時 令和6年10月26日（土） 午後12時30分／午後4時開演

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,000円

※（有）オフセンターとの共催事業

⑤石巻市複合文化施設名誉館長 林家たい平 落語公演

日 時 令和6年11月17日（日） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 一般3,500円／高校生以下2,500円（予定）

⑥The 4 Players Tokyo（藤岡幸夫プロデュース弦楽四重奏）

日 時 令和7年3月16日（日） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 小ホール

入場料 全席自由 1,500円（予定）

■その他、ピアノリサイタル等の開催可能事業の実施を計画。

2 移動鑑賞事業

①松竹大歌舞伎公演鑑賞バスツアー

日 時 未定

会 場 東京エレクトロンホール宮城

参加料 未定（S席鑑賞予定）

②宝塚歌劇鑑賞バスツアー

日 時 令和6年9月6日(金) 午後3時開演
会 場 仙台銀行ホールイズミティ21
参加料 8,300円(S席指定券)

3 育成事業

①まきあーとテラス クリスタルピアノ体験演奏会(ピアノ弾き比べ演奏会)

日 時 通年(複数回開催予定)
会 場 複合文化施設 大ホール/小ホール
参加料 無料

※演奏体験者の発表会開催も計画

②まきあーとテラス 舞台スタッフ体験道場

日 時 通年(複数回開催予定)
会 場 複合文化施設 大ホール
参加料 無料

※ピアノ演奏体験者発表会/バンドフェスティバル舞台スタッフ参画予定

③ISHINOMAKI DANCE FESTIVAL まき★ダン

日 時 令和6年5月19日(日) 午後4時開演
会 場 複合文化施設 小ホール
入場料 全席自由 1,000円
参加料 2~7名 2,000円/8~20名 1,000円

④まきあーとで謎探し

日 時 令和6年8月11日(日) 午後1時30分開始
会 場 複合文化施設
参加料 無料

⑤Ishinomaki Ongaku Fes 2024(バンドフェスティバル)

日 時 令和6年9月29日(月祝) 開演時間未定
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 全席自由 500円(予定)

⑥仙台フィル楽器クリニック&コンサート(仮称)

日 時 令和6年12月25日(水) 午後6時30分開演
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 全席自由 一般1,000円/学生500円

⑦パイプオルガン体験教室等

⑧市内学校等アウトリーチ事業

⑨市内学校等博物館出前講座

⑩レセプションニスト育成事業

⑪その他

4 公共施設の管理運営事業

- ①複合文化施設指定管理業務
- ②河北総合センター指定管理業務
- ③遊楽館指定管理業務

Ⅱ 公共施設での管理運営事業（収益事業1）

1 公共施設での管理運営事業（公益目的に該当しない事業）

- ①複合文化施設指定管理業務
- ②河北総合センター指定管理業務
- ③遊楽館指定管理業務

2 施設利用者への各種サービス

- ①受託チケット販売
- ②コピー、FAX送信サービス
- ③その他